２）外構　①　屋外排水設備　イ）屋外排水設備（Ｕ型側溝含む）新設一式
②　雑工作物　イ）出口側通路新設一式　ロ）階段２地上出口　新設一式　ハ）階段３地上出口　新設一式　ニ）擁壁１　新設一式　ホ）擁壁２新設一式　ヘ）浄化槽躯体新設一式

⑹　工期　令和６年４月１日から令和８年１月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年３月31日まで）

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート7,000㎥、鉄筋　860ｔ

⑻　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

④　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑤　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑥　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑦　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑧　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑨　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

⑩　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑪　本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
工期：令和６年４月１日から令和８年１月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年３月31日まで）なお、低入札価格調査等により、工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑫　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事である。

⑬　本工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。採用した見積価格については、入札説明書に記載の日までに電子入札システムにより配布を行う。

⑭　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑮　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑯　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑰　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における建築工事に係る令和５・６年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成20年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）また、下記①㋐から㋒までについては、同一建物の施工実績とする。

①　下記㋐から㋒までの要件を満たす建物の新営（新築又は増築）工事（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）

㋐　建物用途　美術館、博物館、展示施設、図書館又は類似施設

㋑　構造・階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　いずれの場合も当該構造が地上１階以上

㋒　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

②　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のうちいずれか１社が、上記①及び②の要件を満たしていること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。